
令和3年度第5回岩手県公共事業評価専門委員会

日 時 令和4年2月9日（水）11：00～11：30

場 所 岩手県水産会館 5階 小会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 専門委員長及び副専門委員長の選任について
- (2) 令和4年度公共事業評価専門委員会の開催予定について
- (3) 公共事業評価実施要領及び評価基準の一部改正について
- (4) その他

3 閉 会

岩手県公共事業評価専門委員会委員名簿(五十音順)

氏 名	職	専門分野	備 考
石川 奈緒	岩手大学理工学部 准教授	土木環境	
伊藤 幸男	岩手大学農学部 准教授	林政学	新規
小笠原 敏記	岩手大学理工学部 教授	海岸工学	
清水 真弘	堤研一事務所 公認会計士・税理士	企業会計	
谷本 真佑	岩手大学理工学部 助教	交通工学	
武藤 由子	岩手大学農学部 准教授	農業土木	

(敬称略)

令和3年度第5回公共事業評価専門委員会

配付資料一覧

○資料 No. 1 令和4年度公共事業評価専門委員会の開催予定について

○資料 No. 2 公共事業評価実施要領及び評価基準の一部改正について

参考資料 公共事業評価の概要について

令和4年度岩手県公共事業評価専門委員会の開催予定について

1 審議案件

○再評価結果の審議

令和4年度に再評価を予定している事業地区は9地区。(下表参照)

第1回委員会において、再評価対象全地区の概要説明を行い、第2回委員会以降で詳細審議を行う地区を選定します。

番号	課名	事業名	路線名等	箇所名	総事業費 (単位:百万円)	事業着手 年度	事業完了 予定年度	再評価の 要件※	令和3年 度末の進 捗率(%)
農林水産部									
1	農村建設課	中山間地域総合整備事業	市野々地区	一関市	4,010	H25	R6	②	78
2	農村建設課	農道整備事業	上野2期地区	一戸町	1,104	H25	R6	②	19
3	森林保全課	林道整備事業	八木玉川	洋野町	1,190	H20	R6	③	83
4	森林保全課	林道整備事業	甫嶺	大船渡市	900	H25	R9	②	29
5	森林保全課	林道整備事業	安孫・平糠	一戸町・葛巻町	2,933	H20	R9	③	61
6	森林保全課	林道整備事業	鈴峠2号	葛巻町	855	H20	R8	③	37
7	森林保全課	林道整備事業	渋梨一ノ渡	大槌町	1,230	H20	R9	③	78

県土整備部

1	道路建設課	地域連携道路整備事業 (地域密着型)	(一)北上和賀線	小田中	1,500	H25	R7	②	78.5
2	道路建設課	地域連携道路整備事業 (地域密着型)	(一)普代小屋瀬線	松林～坂本	345	H25	R5	②	41.2

※再評価の要件

- ① 事業に着手した年度から起算して5年度内に未着工の事業
- ② 事業に着手した年度から起算して10年度内に完了が見込まれない事業(再評価を行う翌年度内に完了が見込まれるものは除く。)
- ③ 再評価を行った年度の翌年度から起算して5年度又は10年度内に完了する見込みがない事業(再々評価)(再評価を行う翌年度内に完了が見込まれるものは除く。)
- ④ 事業の準備又は実施計画に係る調査に要する費用が予算に計上された年度から起算して5年度内に事業に着手する見込みがない事業(地域高規格道路及びダム事業に限る)
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、事業計画の重要な変更等により、再評価を実施する必要があると判断した事業(随時再評価)
- ⑥ 国の補助に係る事業の評価に関して国から別に指針等が示された場合で、当該指針等に従って評価を実施する必要があると判断した事業(随時再評価)

2 報告案件

○事後評価結果の報告

- ・かんがい排水事業 鹿妻新堰(盛岡市)【農林水産部】
- ・林道整備事業 八戸・川内(岩泉町)【農林水産部】
- ・通常砂防事業 馬淵川水系馬淵の沢(葛巻町)【県土整備部】

3 年間スケジュール

開催時期	専門委員会	再評価 (審議)	事後評価 (報告)	備考
6月	第1回専門委員会	○		概要説明 詳細審議案件の選定
7月	第2回専門委員会	○		詳細審議
8月	第3回専門委員会 (現地調査)	○		継続審議・現地調査
9月	第4回専門委員会	○	○	継続審議・事後評価報告
10月	第5回専門委員会	○		継続審議・答申案検討
2月	第6回専門委員会			翌年度スケジュール等

※ 審議等の進捗状況に応じて、時期及び審議回数は変更する場合があります。

※ 新型コロナウイルス感染症の状況等によって、Web 会議システムを活用して開催する場合があります。

公共事業評価実施要領及び評価基準の一部改正について

1. 公共事業評価実施要領の一部改正について

公共事業評価実施要領で定める対象事業について、一部改正を行うもの。

(1) 農業農村整備事業

県営事業として実施していないことから、県営畜産経営環境整備事業を削除するもの。

(2) 治山事業

国において事業の統廃合を行ったことから、次の事業を整理するもの。

(改正前)		(改正後)
・ 水源森林再生対策事業	}	・ 流域保全総合治山事業
・ 奥地保安林保全緊急対策事業		・ (削除)
・ 水源の里保全緊急整備事業		・ (削除)

2. 公共事業評価に係る評価基準の一部改正について

(1) 県営事業として実施していないことから、次の事業を削除するもの。

【対象事業（農林水産部所管事業）】

(改正前)		(改正後)
・ 県営畜産経営環境整備事業	→	・ (削除)

(2) 国において事業の統廃合を行ったことから、事業別評価指標の所要の改正を行うもの。

【対象事業（農林水産部所管事業）】

(改正前)		(改正後)
・ 水源森林再生対策事業	}	・ 流域保全総合治山事業
・ 奥地保安林保全緊急対策事業		・ (削除)
・ 水源の里保全緊急整備事業		・ (削除)

3. 施行日

令和4年4月1日

※詳細は別添新旧対照表のとおり。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">公共事業評価に係る評価基準について</p> <p>「公共事業評価実施要領（平成16年4月22日制定）」第5の規定に基づき公共事業評価に係る評価基準を次のとおり定める。</p> <p>1 公共事業評価に係る事業別評価指標及び配点（別記1） [略]</p> <p>なお、対象となる事業は下記のとおり 【農林水産部所管】 [略]</p> <p>(10) <u>県営畜産経営環境整備事業</u></p> <p>(11) 復旧治山事業、緊急予防治山事業、山地災害重点地域総合対策事業、緊急総合整備事業、流木防止総合整備事業、予防治山事業、地域農林総合対策事業、<u>奥地保安林保全緊急対策事業</u>（<u>渓間工、山腹工が主たるもの「事業費の50%以上」に限る</u>）、山地災害総合減災対策治山事業、森林土木効率化等技術開発事業、機能強化・老朽化対策事業、林地荒廃防止事業</p> <p>(12) 地すべり防止事業、緊急総合地すべり防止事業、「山地災害の復旧及び防止を目的とする事業」の中で地すべり性のもの <u>水源森林再生対策事業、水源の里保全緊急整備事業</u></p> <p>(13) 林道整備事業</p> <p>(14) 防災林造成事業、保安林緊急改良事業、保安林改良事業、共生保安林整備事業</p> <p>(15) 保安林管理道路整備事業</p> <p>(16) 漁港整備事業、漁場整備事業</p> <p>(17) 漁業集落環境整備事業、漁港環境整備事業</p> <p>(18) 漁港関連道路整備事業</p> <p>(19) 海岸高潮対策事業（農村振興局、水産庁） [略]</p> <p>2～3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">公共事業評価に係る評価基準について</p> <p>「公共事業評価実施要領（平成16年4月22日制定）」第5の規定に基づき公共事業評価に係る評価基準を次のとおり定める。</p> <p>1 公共事業評価に係る事業別評価指標及び配点（別記1） [略]</p> <p>(令和4年●月●日一部改正、令和4年4月1日から施行)</p> <p>なお、対象となる事業は下記のとおり 【農林水産部所管】 [略]</p> <p>(10) <u>(削除)</u></p> <p>(10) 復旧治山事業、緊急予防治山事業、山地災害重点地域総合対策事業、緊急総合整備事業、流木防止総合整備事業、予防治山事業、地域農林総合対策事業、<u>単治山事業（崩壊地復旧）、(削除)山地災害総合減災対策治山事業、森林土木効率化等技術開発事業、機能強化・老朽化対策事業、林地荒廃防止事業</u></p> <p>(11) 地すべり防止事業、緊急総合地すべり防止事業、「山地災害の復旧及び防止を目的とする事業」の中で地すべり性のもの <u>流域保全総合治山事業</u></p> <p>(12) 林道整備事業</p> <p>(13) 防災林造成事業、保安林緊急改良事業、保安林改良事業、共生保安林整備事業</p> <p>(14) 保安林管理道路整備事業</p> <p>(15) 漁港整備事業、漁場整備事業</p> <p>(16) 漁業集落環境整備事業、漁港環境整備事業</p> <p>(17) 漁港関連道路整備事業</p> <p>(18) 海岸高潮対策事業（農村振興局、水産庁） [略]</p> <p>2～3 [略]</p>
備考・事業の削除及び追加	備考・事業の削除及び追加 ・改正部分は下線の部分

別記1 関連		別記1 関連	
公共事業評価に係る事業別評価指標及び配点		公共事業評価に係る事業別評価指標及び配点	
農林水産部(農政)		農林水産部(農政)	
対象事業	評価指標	区分	備 考
対象事業	・県営産産経営環境整備事業		
評価項目	(1)環境施設整備率		
必要性 (20点)	・0～60% ・60～65% ・66～80% ・80～95% ・95%以上		備 考 県平均整備率78%
	(2)特定地域振興		
	・2つ以上指定 ・1つ指定 ・指定なし		過疎又は産産地域・振興山村地域・ 特定農山村地域の指定の状況
重要性 (20点)	(1)農業生産に対する産産の割合		
	・30%以上 ・30～25% ・25～20% ・20～15% ・15%以下		
	(2)認定農業者率		
	・11%以上 ・9～11% ・7～9% ・5～7% ・5%以下		県平均7.9%
緊急性 (25点)	(1)水源への影響の有無		
	・有り(下流域に水源等があるもの) ・有り(下流域に水源等が無いもの) ・無し		
	(2)環境問題発生状況		
	・環境問題が発生している ・環境問題が発生する恐れがある ・無し		
効果性 (20点)	(1)費用対効果(B/C)		
	・1.09以上 ・1.06～1.08 ・1.03～1.05 ・1.00～1.02 ・1.00未満		
熟度 (15点)	(1)参加農家の姿勢		
	・非常に積極的 ・積極的 ・普通 ・消極的		
	(2)市町村の支援体制		
	・非常に積極的 ・積極的 ・普通 ・消極的 ・非常に消極的		
	(3)地域住民の理解度		
	・よく理解 ・普通 ・不足 ・無し		
	計(100点)		
対象事業			
評価項目			
必要性 (20点)			
重要性 (20点)			
緊急性 (25点)			
効果性 (20点)			
熟度 (15点)			
			計(100点)

備考 ・事業の削除により頁全体を削除

別表1

別表1

公共事業評価に係る事業別評価指標及び配点		農林水産部(治山)			
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・水源森林再生対策事業 ・水源の里保全緊急整備事業 				
評価項目	評価指標	区分	備考		
必要性 (20点)	(1)保全対象 ①人家戸数(8点)	・20戸以上	8		
		・10戸～19戸	6		
		・5戸～9戸	4		
		・1戸～4戸	2		
②公共施設(2点)	・1箇所	・2箇所以上	2		
		・1箇所	1		
		③道路等(2点)	2		
		・国道、県道、鉄道	1		
④河川(3点)	・1級河川 ・2級河川 ・その他河川	・市町村道、その他道路	1		
		・1級河川	3		
		・2級河川	2		
		・その他河川	1		
(2)水資源利用計画(利水施設) (5点)	・あり(2以上) ・あり	・あり(2以上)	5		
		・あり	3		
		重要性 (10点)	(1)災害履歴 (5点)	・著しい	5
				・あり	3
(2)他事業等との連携 (5点)	・あり			5	
	・著しい			8	
	緊急性 (40点)	(1)渓流の荒廃度 (8点)	・あり	4	
			・5%以上	8	
・3%～4%			4		
・1%～2%			2		
(3)事業区域内の保安林面積 (6点)	・50%以上 ・40%～49% ・30%～39%	・50%以上	6		
		・40%～49%	4		
		・30%～39%	2		
		(4)水源の利用戸数 (12点)	・60戸以上 ・20戸～59戸 ・1戸～19戸	・60戸以上	12
・20戸～59戸	8				
・1戸～19戸	5				
(5)漏水、濁水の発生 (6点)	・5回以上 ・3回～4回 ・1回～2回			・5回以上	6
		・3回～4回	4		
		・1回～2回	2		
		(1)経済性 ・費用便益比(B/C) (20点)	・5以上 ・3以上～5未満 ・1以上～3未満	・5以上	20
・3以上～5未満	15				
・1以上～3未満	10				
(2)早期効果度 ・工事期間 (10点)	・事業年数が5年以下 ・事業年数が6年から10年 ・事業年数が10年以上			・事業年数が5年以下	10
		・事業年数が6年から10年	5		
		・事業年数が10年以上	0		
		計(100点)			

公共事業評価に係る事業別評価指標及び配点		農林水産部(治山)			
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・流域保全総合治山事業 (削除) (削除) 				
評価項目	評価指標	区分	備考		
必要性 (20点)	(1)保全対象 ①人家戸数(8点)	・20戸以上	8		
		・10戸～19戸	6		
		・5戸～9戸	4		
		・1戸～4戸	2		
②公共施設(2点)	・1箇所	・2箇所以上	2		
		・1箇所	1		
		③道路等(2点)	2		
		・国道、県道、鉄道	1		
④河川(3点)	・1級河川 ・2級河川 ・その他河川	・市町村道、その他道路	1		
		・1級河川	3		
		・2級河川	2		
		・その他河川	1		
(2)水資源利用計画(利水施設) (5点)	・あり(2以上) ・あり	・あり(2以上)	5		
		・あり	3		
		重要性 (10点)	(1)災害履歴 (5点)	・著しい	5
				・あり	3
(2)他事業等との連携 (5点)	・あり			5	
	・著しい			8	
	緊急性 (40点)	(1)渓流の荒廃度 (8点)	・あり	4	
			・5%以上	8	
・3%～4%			4		
・1%～2%			2		
(3)事業区域内の保安林面積 (6点)	・50%以上 ・40%～49% ・30%～39%	・50%以上	6		
		・40%～49%	4		
		・30%～39%	2		
		(4)水源の利用戸数 (12点)	・60戸以上 ・20戸～59戸 ・1戸～19戸	・60戸以上	12
・20戸～59戸	8				
・1戸～19戸	5				
(5)漏水、濁水の発生 (6点)	・5回以上 ・3回～4回 ・1回～2回			・5回以上	6
		・3回～4回	4		
		・1回～2回	2		
		(1)経済性 ・費用便益比(B/C) (20点)	・5以上 ・3以上～5未満 ・1以上～3未満	・5以上	20
・3以上～5未満	15				
・1以上～3未満	10				
(2)早期効果度 ・工事期間 (10点)	・事業年数が5年以下 ・事業年数が6年から10年 ・事業年数が10年以上			・事業年数が5年以下	10
		・事業年数が6年から10年	5		
		・事業年数が10年以上	0		
		計(100点)			

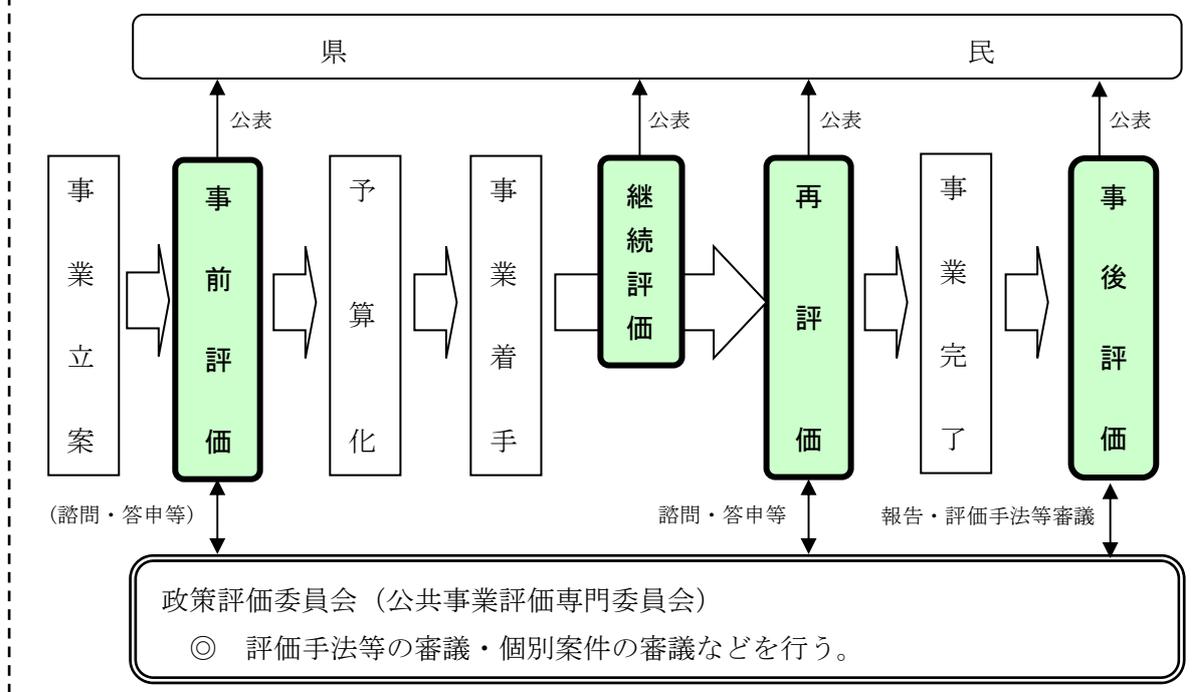
備考 ・事業の削除及び追加 ・改正部分は下線の部分

公共事業評価の概要について

(1) 評価の目的

公共事業評価は、厳しい財政環境の中にあつて、社会資本の整備のため重要な役割を果たしている公共事業について、一層の効率化、重点化を図るとともに、その実施過程の透明性の向上を図ることを目的としています。

【公共事業評価の流れ】



(2) 評価の種類

ア 事前評価

農林水産部及び県土整備部が所管する公共事業（災害復旧事業及び維持管理に係る事業並びに総事業費 50 億円以上の大規模公共事業を除く。）について、新たに事業着手を計画しているものを対象として評価。

イ 継続評価

継続している公共事業のうち、翌年度に継続を予定している事業（ただし、再評価の対象となった事業を除く。）を対象として評価。

ウ 再評価

継続している公共事業のうち、事業の実施を決定した後、一定の期間を経過した事業等[※]を対象として評価。

※再評価の対象となる事業（知事が行う政策等の評価に関する規則 第9条第2項）

- (1) 事業に着手した年度から起算して5年度内に、事業に必要な土地の取得の方法及び工事のいずれも行う見込みがない事業
- (2) 事業に着手した年度から起算して10年度内に事業が完了する見込みがない事業（再評価を行おうとする年度の翌年度内に事業が完了すると見込まれる事業を除く。）
- (3) 再評価を行った年度の翌年度から起算して5年度内（前項第8号に掲げる事業にあつては、10年度内に事業が完了する見込みがない事業（再評価を行おうとする年度の翌年度内に事業が完了すると見込まれる事業を除く。）

- (4) 地域高規格道路（地域間の交流又は連携の促進を目的として高度な規格により整備する道路をいう。）又はダム建設に係る事業であって、事業の準備又は実施計画に係る調査に要する費用が予算に計上された年度から起算して5年度内に事業に着手する見込みがない事業
- (5) 社会経済情勢の急激な変化、事業計画の重要な変更等により、再評価を行う必要があると知事が認める事業

エ 事後評価

事業完了後、一定期間を経過した公共事業のうち、公共事業評価実施要領別表2に掲げる事業を対象として評価。

(3) 評価の方法

ア 事前評価

「自然環境等の状況及び環境配慮事項」及び「事業に関する指標からみた評価※」の2つの項目について評価を行い、これらの項目評価の結果を踏まえ総合評価を実施。

※ 事業ごとの評価指標に基づき、「必要性」、「重要性」、「緊急性」、「効率性<費用便益比(B/C)>」、「熟度」の5項目について点数化(100点満点)し、評価するもの。

イ 継続評価

事前評価に同じ。

ウ 再評価

「事業の進捗状況等」及び「社会経済情勢等の変化」の2つの項目について評価を行い、これらの項目評価の結果を踏まえ総合評価を実施。

エ 事後評価

「事業の効果等」、「利用者の意見等」及び「社会経済情勢等の変化」の3つの項目について評価を行い、今後の課題等（当該地区の課題、今後の同種事業のあり方及び事業評価手法の見直しの必要性）を把握。

(4) 評価の実施時期

		令和3年度の例
ア 事前評価	・事業を所管する部局の評価	令和3年10月
イ 継続評価	・事業を所管する部局の評価	令和3年10月
ウ 再評価	・事業を所管する部局の評価	令和3年5月
	・政策評価委員会への諮問	令和3年6月
	・公共事業評価専門委員会における審議	令和3年6月～9月 (審議3回、現地調査1回)
	・政策評価委員会からの答申	令和3年9月
	・対応方針決定（庁議）	令和3年10月
エ 事後評価	・事業を所管する部局の評価	令和3年8月
	・政策評価委員会への報告	令和3年9月

(参考 R 3 評価結果及び反映状況)

ア 事前評価

所管部局	評価実施 地区数	評価結果				反映結果	
		A A	A	B	C	事業採択 (R4 当初予算額)	不採択
農林水産部	35	5	30	0	0	35 (1,002 百万円)	0
県土整備部	22	5	13	4	0	21 (316 百万円)	1
合 計	57 (100.0%)	10 (17.6%)	43 (75.4%)	4 (7.0%)	0 (0.0%)	56 (1,318 百万円)	1

イ 継続評価

所管部局	評価実施 地区数	評価結果				反映結果	
		A A	A	B	C	事業継続 (R4 当初予算額)	一時休工
農林水産部	136	49	87	0	0	136 (6,886 百万円)	0
県土整備部	88	14	52	22	0	86 (5,061 百万円)	2
合 計	224 (100.0%)	63 (28.1%)	139 (62.1%)	22 (9.8%)	0 (0.0%)	222 (11,948 百万円)	2

ウ 再評価

所管部局	評価実施 地区数	評価結果						反映結果		
		事業 継続	要検討				中止	事業継続 (R4 当初予算額)	一時 休工	中止
			事業 継続	見直し 継続	休止	中止				
農林水産部	2	2	0	0	0	0	0	2 (37 百万円)	0	0
県土整備部	5	3	0	0	1	1	0	1 (372 百万円)	3	1
合 計	7 (100.0%)	5 (71.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (14.3%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	3 (409 百万円)	3	1

エ 事後評価

- ・経営体育成基盤整備事業 白山地区（奥州市）
- ・地域連携道路整備事業（市町村道代行整備） 市道北部環状線山口（宮古市）
- ・公営住宅整備事業（公営住宅） 県営松園アパート（盛岡市）